

議案第 66 号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 12 月 1 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第48条中「の定員」を削る。

第50条中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の引用条項を整備すること。（第15条第1項関係）
- (2) 特定教育・保育施設の管理者が児童に対する必要な措置として懲戒権を行使する場合の規定を削除すること。（第26条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。